別表の26の表第2号を次のように改める。

26　NORTH　HINDER付近分離通航方式

分離通航帯	
分離帯	通航路
2　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯52度９・03分東経２度59・83分の地点 ロ　北緯52度11・51分東経３度２・62分の地点 ハ　北緯52度９・38分東経３度６・６分の地点 ニ　北緯52度７・29分東経３度３・08分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯52度10・99分東経２度56・16分の地点 ヘ　北緯52度13・42分東経２度59・03分の地点 ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯52度７・72分東経３度９・７分の地点 ヌ　北緯52度５・55分東経３度６・32分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点

告示等

告示事項

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第６項の規定に基づき豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更したので、公表する。

平成25年６月26日

農林水産大臣　林　　芳正

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

1　豚コレラは、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

2　我が国においては、かつて、豚コレラは全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成４年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年４月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年４月１日に国際獣疫事務局（ＯＩＥ）の規約に定める豚コレラ清浄国となった。

3　それ以降、我が国では豚コレラの発生は認められていないが、豚コレラは、致死性が高いことから、ひとたびまん延すれば、

①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、

②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、

③　地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、

④　国際的にも、豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

4　また、豚コレラは、口蹄疫（ていえき）に比べて伝播力が強くないことから、予防的殺処分を実施する必要はないが、一般的には伝播力が強く、致死性の高い伝染病であるため、発生時には迅速かつ的確な防疫対応が求められる。このことから、平成23年４月の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の一部改正の中で、法第16条を改正し、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）に対し、患畜及び疑似患畜のと殺を義務付ける疾病とされたところである。

5　現在、我が国の近隣諸国においては、豚コレラの発生が継続して確認されており、国際的な人・物の往来が増加していることから、今後、我が国に豚コレラウイルスが侵入する可能性がある。

6　このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

7　なお、本指針については、海外における豚コレラの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１　基本方針

1　豚コレラの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動対応」である。

2　豚等の所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、豚コレラが疑われる症状を呈している豚等が発見された場合には、直ちに都道府県に通報されることが何よりも重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生の予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

⑵　都道府県は、豚等の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

⑶　市町村及び関係団体は、都道府県の行う豚等の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。

3　豚コレラの発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。

防疫対応を行うための経費については、法第58条から第60条までの規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

⑴　国は、初動対応等を定めた防疫方針（第６の２の⑴の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法を踏まえ、必要な予算を迅速かつ確実に手当てする。

⑵　都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。

⑶　市町村及び関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

4　なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

1　農林水産省の取組

⑴　常に海外における最新の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

⑵　農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。